⑵　独立行政法人等

「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人及び法別表第１に掲げる次の法人をいう（法第２条第９項）。

名　　称	根　　拠　　法
［略］	［略］
脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和５年法律第32号）
日本学術会議	日本学術会議法（令和７年法律第70号）
日本銀行	日本銀行法（平成９年法律第89号）
［略］	［略］

⑶～⑹　［略］

４－１－２　［略］

４－２　［略］

５　個人情報等の取扱い

５－１・５－２　［略］

５－３　安全管理措置等

［略］

５－３－１　安全管理措置

⑴　行政機関の長等の安全管理措置義務

［略］

また、デジタル化が進むなか、安全管理措置を適切に講じるためには、サイバーセキュリティの確保も重要である。サイバーセキュリティ対策を講ずるに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第25条第１項第２号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正な水準を確保する必要がある。

［略］

⑵　［略］

５－３－２　［略］

５－４～５－７　［略］

６～11　［略］

⑵　独立行政法人等

「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人及び法別表第１に掲げる次の法人をいう（法第２条第９項）。

名　　称	根　　拠　　法
［同左］	［同左］
脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和５年法律第32号）
日本銀行	日本銀行法（平成９年法律第89号）
［同左］	［同左］

⑶～⑹　［同左］

４－１－２　［同左］

４－２　［同左］

５　個人情報等の取扱い

５－１・５－２　［同左］

５－３　安全管理措置等

［同左］

５－３－１　安全管理措置

⑴　行政機関の長等の安全管理措置義務

［同左］

また、デジタル化が進むなか、安全管理措置を適切に講じるためには、サイバーセキュリティの確保も重要である。サイバーセキュリティ対策を講ずるに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第１項第２号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正な水準を確保する必要がある。

［同左］

⑵　［同左］

５－３－２　［同左］

５－４～５－７　［同左］

６～11　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○個人情報保護委員会告示第十一号

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第五号）第三条第三項の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項に規定する個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法を定めるため、個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。この告示は、令和八年十月一日から施行し、当分の間、その効力を有する。

令和八年十月一日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟